補装具の種目（16種目）及び名称等

① 義 肢	義 手	肩義手，上腕義手，肘義手，前腕義手，手義手，手部義手，手指義手
	義 足	股義足，大腿義足，膝義足，下腿義足，サイム義足，足根中足義足，足趾義足
② 装 具	上肢装具	肩装具，肘装具，手関節装具（長対立装具を含む），手装具（短対立装具，CM関節装具を含む），把持装具， 指装具，BFO
	体幹装具	頚椎装具，胸腰仙椎装具，腰仙椎装具，仙腸装具，側弯症装具
	下肢装具	股装具， 長下肢装具，膝装具，短下肢装具，足装具
	靴型装具	短靴・チャッカ靴・半長靴・長靴
③ 車 椅 子	自走用，リクライニング機構自走用，ティルト機構自走用，ティルト・リクライニング機構自走用 手動リフト機構自走用，前方大車輪型，リクライニング機構前方大車輪型，片手駆動型，リクライニング機構片手駆動型，レバー駆動型，介助用，リクライニング機構介助用	
	ティルト機構介助用，ティルト・リクライニング機構介助用	
④ 電動車椅子	標準形（低速用），標準形（中速用），簡易形，手動リクライニング機構標準形， 電動リクライニング機構標準形，電動リフト機構標準形，電動ティルト機構標準形， 電動ティルト・リクライニング機構標準形	
⑤歩行補助つえ	松葉づえ，カナディアン・クラッチ，ロフストランド・クラッチ，多脚つえ，プラットホーム杖	
⑥ 歩 行 器	六輪型，四輪型（腰掛付，腰掛なし），三輪型，二輪型，固定型，交互型	
⑦姿勢保持装置		
⑧車載用姿勢保持装置		
⑨ 起立保持具		
⑩ 排便補助具		
⑪ 義 眼	レディメイド，オーダーメイド	
⑫ 眼 鏡	矯正用，遮光用，コンタクトレンズ，弱視用	
⑬ 視覚障害者安全つえ	普通用，携帯用，身体支持併用	
⑭ 補 聴 器	高 度 難 聴 用	ポケット型，耳かけ型（含むデジタル補聴システム）
	重 度 難 聴 用	ポケット型，耳かけ型（含むデジタル補聴システム）
	耳 あ な 型	レディメイド，オーダーメイド
	骨 導 式	ポケット型，眼鏡型
⑮ 人工内耳	人工内耳用音声信号処理装置（修理）	
⑯ 重度障害者用意思伝達装置		文字等走査入力方式，生体現象方式

身体障害児又は満18歳未満の難病患者等のみが支給対象

補装具の対象となる障害及び状態等

補装具		対象となる障害 （身体障害者手帳の認定障害）	障害の状態等
① 義肢	義手	上肢の切断，離断又は欠損	・先天的に，又は切断（離断を含む。）により上肢の一部を欠損
	義足	下肢の切断，離断又は欠損	・先天的に，又は切断（離断を含む。）により下肢の一部を欠損
② 装具	上肢装具	上肢機能障害	・上肢に筋力低下や変形拘縮がある状態
	体幹装具	体幹機能障害	・体幹に筋力低下や変形拘縮があり，座位又は歩行が困難な状況の者
	下肢装具	下肢機能障害（体幹機能障害3級以上で歩行困難な者を含む。）	・下肢に筋力低下や変形拘縮・疼痛等があり，歩行能力の低下した状態
	靴型装具	下肢機能障害	・下肢に筋力低下や変形拘縮・疼痛等があり，歩行能力の低下した状態 ・糖尿病を起因とした足趾切断，変形がある場合
③ 車椅子		下肢機能障害 体幹機能障害 平衡機能障害 心臓機能障害 呼吸器機能障害 （いずれかに該当するもの）	・歩行不能な状態，歩行可能だが耐久性に欠ける状態 ・義肢，装具，杖等を使用しても歩行が困難な者（原則として，下肢機能障害2級以上又は体幹機能障害3級以上で歩行障害がある者） （注）レディメイドで対応できるものは，市町村で判定
④ 電動車椅子		下肢機能障害 体幹機能障害 平衡機能障害 心臓機能障害 呼吸器機能障害 （いずれかに該当するもの）	・歩行が不能又は困難で，かつ手動式車椅子の駆動が不能又は著しく困難な状態（地理的環境を含む。） ・重度の下肢機能障害者等であって，電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できないもの ・呼吸器機能障害，心臓機能障害，難病等で歩行に著しい制限を受ける者又は歩行により症状の悪化をきたす者であって，医学的所見から適応が可能なもの
⑤ 歩行補助つえ		下肢機能障害 体幹機能障害 平衡機能障害 （いずれかに該当するもの）	・歩行障害があり，支持が必要な状態 ・杖を使うことにより歩行能力の改善が見込まれる者（比較的障害の程度が軽度であり，歩行補助杖の使用により歩行機能が補完される者）
⑥ 歩行器		下肢機能障害 体幹機能障害 平衡機能障害 （いずれかに該当するもの）	・歩行障害があり，支持が必要な状態 ・杖などでは歩行能力の改善が見込まれない者で，歩行器の支持で自力移動ができる者
⑦ 姿勢保持装置		四肢機能障害＋体幹機能障害	・自力での座位又は長時間の座位が困難な状態
⑧ 車載用姿勢保持装置		体幹機能障害等	・体幹機能障害等により座る姿勢が保てない状態
⑨ 起立保持具		体幹機能障害等（障害児に限る。）	・体幹機能障害等により起立姿勢が保てない状態
⑩ 排便補助具		障害児に限る。	・安定した座位による排便が困難な状態（普通便所による排便が困難な状態）
⑪ 義眼		視覚障害	・無眼球や眼球萎縮又は角膜に白斑がある状態
⑫ 眼鏡		視覚障害	・視力の低下，視野狭窄のある状態 （注）身体障害者手帳の視野欠損のみの認定者に対して，眼鏡（矯正用）の支給決定はできない。
⑬ 視覚障害者安全つえ		視覚障害	・視力の低下，視野狭窄のある状態
⑭ 補聴器		聴覚障害	・会話や音の聴取が困難な状態
⑮ 人工内耳		聴覚障害	・人工内耳装用者のうち，医師が人工内耳用音声信号処理装置（標準型や残存聴力活用型）の修理が必要と判断している者
⑯ 重度障害者用意思伝達装置		両上下肢機能障害＋音声・言語機能障害	・重度の両上下肢及び音声・言語機能の障害により意思の表出を行うことができない状態（急速な進行により，間もなく喪失状態同等になると診断された難病患者等を含む。） ・難病患者等については，音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者（児を含む。）